

手熊小学校いじめ防止基本方針

●いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※起こった場所は学校の内外を問わない。

●いじめへの基本姿勢

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底させる。特に、いじめる児童に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした態度で指導する。
- (2) 「『いじめ』の判断は、いじめられた児童の立場に立って行う」という認識のもと、いじめられている児童を学校が全力で守る（心身の安全を保障・確保する）という姿勢を、日頃から児童に示しておく。

【めざす児童像】「共生・自立・創造」

- 仲良く助け合う子
- 自ら学び合う子
- 明るくたくましい子
- 地域を大切にする子

いじめ対策委員会

【目標】 いじめの早期発見と適切な対応を促進する。

【組織】 いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」に基づき、校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・学級担任で構成する。

【活動内容】 ①月に1回、定期的な会議を開催する。
②いじめ事案に関して日常的に、関係者が情報交換を行い、必要であれば臨時会議を行う。

【専門家・外部関係者】

- 幅広い外部専門家を活用し、いじめ問題の解決に向け調整・支援する取組を行う。
- 必要に応じて、SC, S, SW, 学校サポーターの派遣要請を行う。

育友会・地域との連携

- 学級規模のいじめでは、いじめられている保護者の意向を確認し、学級懇談会で事実を伝え、学校の指導への協力を求める。
- プライバシーには配慮し、解決策を共に考えてもらう。

関係機関との連携

- 日常的に情報発信を行う。
- いじめ発生の場合は、個人情報に留意しつつ、正確な情報提供を行う。
- 協議に関する具体的な検討事項を学校として整理してから会議に臨む。

児童会活動

- 望ましい集団活動を目標にする特別活動の充実を図り、子どもたち自身がいじめをなくそうと努力することが大事であるので、よりよく生きるための自主性・自治性を育てる。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- ① いじめの重大性について日頃から危機感をもち、校長を中心にいじめ問題に対して、即対応できる指導体制を整える。
- ② 人権教育・平和教育の充実を図り、心の時間や集会を中心に全ての教育活動を通して、互いによさを認め合い、平和的な人間関係を築いていこうとする態度を育てる。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を日頃から児童一人一人に徹底する。
- ④ 週1時間の道徳の授業を充実させ、道徳的心情を高め、道徳的実践力を培う授業改善を図る。
- ⑤ キャリア教育を意識した取組を充実させる。道徳や特活、教師講話、中学校との連携などを通して、自分の夢や目標をもち、自信をもって自分のよさを伸ばしていこうとする児童の育成に努める。
- ⑥ 育友会や評議員会、地域の会合等がいじめ問題について取り上げ、家庭や地域と一体となって子どもたちを見守る体制作りに取り組む。

いじめの早期発見

- ① 毎月情報交換会を行う。情報交換会には全職員が参加し、全員で情報を共有し、速やかな対応策を講じる。
- ② 定期的に個人面談やアンケート調査を行い、いじめの実態把握を行う。
- ③ 児童のささいな変化に気付くことができるよう、家庭との連携を密に図る。

いじめに対する措置

- ① 「報告・連絡・相談」を合い言葉に、いじめかどうかを一人で判断することなく、すぐに職員間で情報を共有し、校長を中心に一致協力して、いじめ防止にかかわる手立てを講じ、実践する体制を整える。
- ② いじめ、あるいはいじめと疑われる行為を発見した場合は、まずその行為を止めることを全職員で共通認識しておく。
- ③ いじめの訴えがあった場合、まずは本人や保護者の話を傾聴する。正確な情報収集と事実関係の把握を行う。事実を隠すことなく、保護者等と協力して適切に対応する。
- ④ いじめられている児童について、学校が徹底して守り通すという姿勢を示す。
- ⑤ いじめた児童について、孤立感を与えることがないよう配慮しつつ情報収集を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせ再発防止の措置をとる。保護者へ継続的な助言を行う。
- ⑥ いじめをはやし立てる「観衆」や、暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から、いじめを抑制したり相談したりできる「仲裁者」が表れるような働きかけや集団作りを行う。
- ⑦ 状況に応じて、外部専門家や児童相談所、警察との連携や協力を得る。

重大事態発生時の取組

- ① 重大事態（生命、心身、重大な金品、長期の不登校など）を認知した場合、直ちに発生報告を行う。【学校（電話・「いじめの重大事態発生報告書」）→教育委員会→市長】
- ② 教育委員会の指示に従い、迅速かつ慎重に調査・報告を行う。
- ③ 被害・加害児童とその保護者の要望、意見を十分にくみ取る。公表や報道対応など、プライバシーに配慮し、正確かつ一貫した情報提供を行う。

いじめが発生した場合の手熊小対応フロー図

いじめの情報

◆児童の些細な変化に気付く力を高める◆

- いじめが疑われるような動きやいじめの発見があった場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合
- 定期的なアンケートや面談の実施

情報キャッチャー

◆迅速かつ複数で、組織的に対応◆

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、いじめを軽視せず、積極的にいじめを認知し、まずは、そのとき、その場で素早く対応する。

担任・生活指導主任へ報告

教頭・校長への報告

直ちに報告する

◆いじめの事実確認◆

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

◆今後の方向性と支援内容◆

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を話し合う。いじめを受けた児童の安全確保を最優先とし、いじめた児童には毅然とした態度で指導を行う。
- 犯罪行為と判断した場合は、警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

- 被害児童を守り抜くという姿勢を示すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、話しやすい雰囲気をつくると共に、心のケアに努め、寄り添って支える体制を構築する。

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあっても上手く解消させ、いじめに向かわせないような支援を行う。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- 関係のある教職員を中心に確認後すぐ、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行う。
- 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアの取組について話し合い、理解と協力を求める。
- 加害児童の保護者へは、事案の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について理解と協力を依頼する。但し、一方的な過失を責めるのではなく、児童への具体的な支援についても話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

※【留意事項】 校内研修の充実・校務の効率化・学校評価と職員評価・地域や家庭との連携